

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所、すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。すなわち、事業所とは、一般に商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものをいう。

2 経営組織

民 営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

個 人

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていない共同経営の場合も個人とした。

法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会 社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

会社以外の法人

法人格をもっているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業共同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

法人でない団体

団体であるが法人格のないものをいう。例えば、同窓会、後援会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

国及び地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体及び独立行政法人の事業所（機関）をいう。

3 従業者

従業者とは、調査日現在、その事業所で働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請け先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、そこから賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない

い人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成13年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

別経営の事業所への派遣又は下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいう。

4 本所・支所

単独事業所

他の場所に同一経営の本所・本社・本店や支所・支社・支店を持たない事業所をいう。

本所・本社・本店

他の場所に同一経営の支所・支社・支店などの事業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいう。

支所・支社・支店

他の場所にある本所・本社・本店あるいは、同一経営の他の支所などの統括を受けている場所をいう。支所、支社、支店といわれているもののほか、例えば、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

5 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいう。

6 産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）により分類した。原則として日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）を基に、総務省統計局が事業所・企業統計調査用に編成した産業分類による。